

## さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が発注する建設工事の請負契約において、不良・不適格業者を排除し入札及び契約の適正化を推進するため、事業所の所在地等の調査を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に記載されている本店、支店及び営業所等をいう。
- (2) 店舗に掲げる標識 建設業法第40条に規定する標識をいう。
- (3) 許可行政庁 建設業の許可を受けた国土交通大臣、又は埼玉県知事をいう。

### (調査項目)

第3条 調査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 店舗に掲げる標識の掲示
- (3) その他事業所の実態に関する事項

### (調査方法)

第4条 調査は、次により行うものとする。

- (1) 契約管理部に属する職員が行うものとする。
- (2) 対象業者の事業所を訪問等により、事業所実態調査票（様式第1号）（以下「様式第1号」という。）に基づき、事業所の確認及び聴き取り調査等を行うものとする。
- (3) 調査終了後は、速やかに様式第1号により、契約管理部長に報告するものとする。

### (調査結果)

第5条 調査の結果は、対象業者に対し、事業所実態調査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、別表の改善を要する判断基準に掲げる改善事項のいずれかに該当したときは、事業所実態調査改善通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により改善通知を受けた対象業者は、事業所実態調査改善報告書（以下「改善報告書」という。）（様式第4号）により、改善通知日の翌日から起算しておおむね14日以内に、契約管理部長に対し改善状況を報告しなければならない。ただし、指定された期日までに改善報告書を提出することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、別に期日を定めるものとする。

(再調査)

第6条 前条第2項の規定により改善を要すると認められる者からの改善報告書が提出されたときは、再調査を行うものとする。ただし、改善報告書に添付された写真、書面等により改善の状況が確認できたときは、再調査を要しないものとする。

(許可行政庁への通報)

第7条 第5条第2項に規定する対象業者が改善報告書を提出しないとき、又は再調査の結果、改善の状況が確認できないときは、許可行政庁に情報提供を行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、契約管理部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

事業所実態調査票

調査日	年 月 日			
事業所名				
事業所の所在地				
事業所の代表者役職		事業所の代表者		
専任の技術者				
事業所の概要	●店舗に掲げる標識の掲示 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	●他の事業所との兼用部分 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	事務用什器	●電話 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	●パソコン、プリンタ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
		●FAX <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	●事務用机・椅子 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	●各種事務台帳 <input type="checkbox"/> 労働者の労働時間を管理するための出勤簿 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 労働基準法第107条で定める労働者名簿 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 労働基準法第108条で定める賃金台帳 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
注記				

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市財政局契約管理部長

事業所実態調査結果通知書

年 月 日に実施しました貴事業所の { 調査  
再調査 } の結果、改善を要する事項は  
ない旨通知いたします。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市財政局契約管理部長

事業所実態調査改善通知書

年 月 日に実施しました貴事業所の調査の結果につきまして、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第5条第1項別表 号の規定に基づき、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善されるよう通知いたします。

この通知書に基づく改善の状況を事業所実態調査改善報告書により、提出期限までに提出してください。

1 改善事項

改善事項	改善内容

2 提出期限

年 月 日

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

さいたま市財政局契約管理部長 様

事業所名  
事業所の所在地  
事業所の代表者役職  
事業所の代表者

事業所実態調査改善報告書

年 月 日付で通知のありました改善を要する事項につきまして、  
次のとおり改善いたしましたので報告いたします。

改善事項	改善内容

別表（5条関係）

改善を要する判断基準

調査事項	改善事項
事業所の所在地及び代表者	1 名簿に登載されている事業所の所在地及び代表者が相違しているとき。
専任の技術者	2 建設業の許可を受けた専任の技術者がいないとき。
店舗に掲げる標識	3 建設業法第40条で定める標識の掲示が掲げられていないとき。
事業所の概要	4 常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結を行うに当たり、事務用什器、各種事務台帳等が備わっていないとき。